

文化庁は、総合的な文化行政を推進するための機能強化と京都への本格的な移転に向けた取組を進めています。具体的には、文化芸術の創造・発展、継承と教育の充実を進めるとともに、文化芸術を通じた共生社会の実現、イノベーションの創造や国家ブランドの構築を目指し、様々な施策を展開しています。また、国語・日本語教育に関する施策の推進、著作権施策の展開、宗教法人制度の運用等、様々な取組を行っています。

第1節

文化芸術推進基本計画(第1期)と文化予算

1 文化芸術推進基本計画(第1期)について

「文化芸術推進基本計画—文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる—」(以下「基本計画」)は、文化芸術基本法に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化審議会での審議や文化芸術推進会議における関係府省庁との調整等を経て、平成30年3月に閣議決定されました。

基本計画では、文化芸術は、国民全体及び人類普遍の社会的財産として、創造的な経済活動の源泉や、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤となるものであり、本質的価値に加え、社会的・経済的価値を有していることが明確化されました。また、今日、少子高齢化やグローバル化、高度情報化などが急速に進展する中で、変化に応じた社会の要請に応じつつ、関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が求められていることに言及されています。さらに、2020(令和2)年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「2020年東京大会」という。)は、スポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあり、我が国の文化芸術の価値を世界へ発信する大きな機会であるとともに、文化芸術による新たな価値の創出を広く示していく好機であることも示されています。

また、文化芸術基本法を前提としつつ、文化芸術の「多様な価値」(本質的価値及び社会的・経済的価値)を創出して未来を切り拓くため、中長期的な視点からの四つの目標(「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」)を定めています。さらに、これらの目標を中長期的に実現するため、5年間(対象期間：平成30年度から令和4年度までの5年間)の文化芸術政策の基本的な方向性として、六つの戦略と、それぞれの戦略に対応した基本的な施策として、関係府省庁の施策や文化芸術基本法において基本的な施策に例示として追加された事項を含め、約170の施策を盛り込んでいます。

引き続き関係府省庁をはじめ各関係機関との連携及び協働を図りながら、基本計画に基づき必要な取組を進めていきます。

図表 1

文化芸術推進基本計画（第1期）の概要

「文化芸術推進基本計画（第1期）」の概要

～文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる～

本計画の位置付け・ポイント

- 新・文化芸術基本法第7条に基づく初めての文化芸術推進基本計画。今後の文化芸術政策の目指すべき姿や今後5年間（2018～2022年度）の文化芸術政策の基本的な方向性を示したものの。
- 文化芸術の本質的価値に加え、文化芸術が有する社会的・経済的価値を明確化。文化芸術立国の実現に向けて、文化芸術により生み出される多様な価値を、文化芸術の更なる継承・発展・創造に活用・好循環。
- 関係府省庁の文化芸術関連施策について新・文化芸術基本法第36条に基づく「文化芸術推進会議」（関係府省庁の局長級会議）での連絡調整を経て盛り込み。文化GDP等の評価指標に基づく評価検証サイクルを確立し、毎年度計画をフォローアップ。
- 文化審議会ではこれまで総会、文化政策部会、基本計画WGを計15回、分野別分科会・WGを計14回開催。文化芸術関係者を委員に迎え、文化芸術団体からのヒアリングを実施するなど、現場の意見を幅広くくみ取って審議。

I 文化芸術政策を取り巻く状況等

(1) 文化芸術の価値

(本質的価値)

- ・豊かな人間性を涵養、創造力・感性を育成
- ・文化的な伝統を尊重する心を育成

(社会的・経済的価値)

- ・他者と共感し合う心、人間相互の理解を促進
- ・質の高い経済活動を実現
- ・人間尊重の価値観、人類の真の発展に貢献
- ・文化の多様性を維持、世界平和の礎

(2) 文化芸術を取り巻く状況変化

- ・新・文化芸術基本法の成立
- ・少子高齢化・グローバル化・情報通信技術の急速な進展等社会状況の変化
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催



文化芸術立国の実現を

II 今後の文化芸術政策の目指すべき姿

文化芸術は、それ自身が固有の意義と価値を有し、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けるという文化芸術基本法の精神を前提とし、以下のように定める。

目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。

目標2 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランド形成に貢献し、活力ある社会が形成されている。

目標3 心豊かで多様性のある社会

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。

目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地で形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている。

III・IV 今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性 (2018～2022年度)



V 評価・検証サイクルの確立等

- ・毎年度、文化GDPなど36の評価指標に基づき計画の進捗状況をフォローアップ。2020年度中に中間評価。

VI 今後の文化芸術政策を総合的に推進するための文化庁の機能強化等

- ・文化庁の機能強化（政策機能強化、博物館・芸術教育関係事務の文科本省からの移管等）を通じて、2018年度中に「新・文化庁」を実現。

2 文化庁予算について

平成30年度予算は、「文化芸術の創造・発展と人材育成」、「かけがえのない文化財の保存、活用及び継承等」、「文化資源を生かした社会的・経済的価値の創出」、「日本ブランド向上に向けた多彩な文化芸術の発信」及び「文化発信を支える基盤の整備・充実」といった主要施策により、社会的・経済的価値をはぐくむ文化政策を推進する内容となっています（[図表2](#)）。

「文化芸術の創造・発展と人材育成」では、豊かな芸術活動等を生み出す環境を創出し、我が国の芸術水準と国際的評価を高めるため、地域の特色ある文化芸術の取組支援、芸術団体の創造活動への効果的な支援及び子供たちの文化芸術を体験する機会の充実などの施策を推進しています。

「かけがえのない文化財の保存、活用及び継承等」では、「日本遺産」をはじめ文化財を活用した観光振興・地域経済の活性化のための支援や、文化財を次世代に確実に継承するため、修理・整備や技術者の育成等への支援の充実を図っています。

「文化資源を生かした社会的・経済的価値の創出」では、文化財の活用を促進するセンター機能の整備や文化財の保存・活用の好循環サイクルに向けた仕組みを構築するなど、文化資源を生かし、文化で稼ぐ新たな政策の推進を図っています。

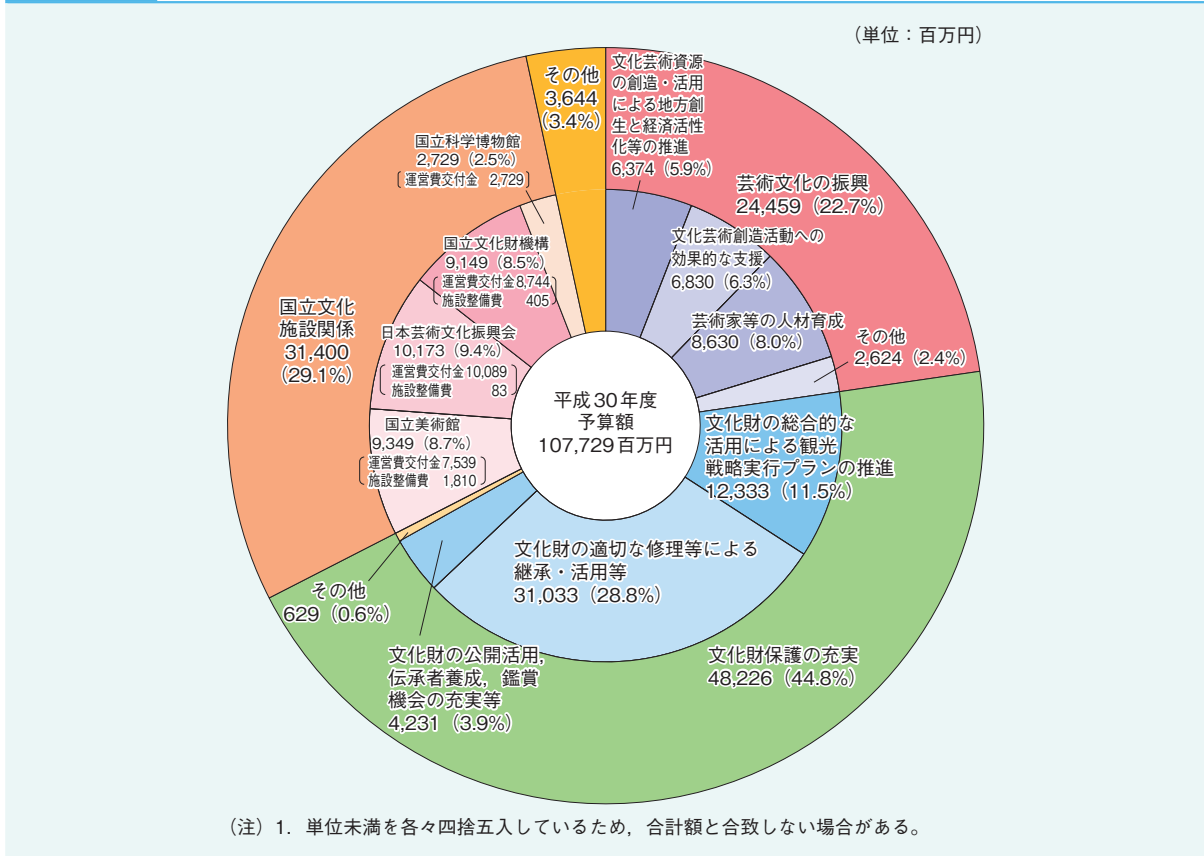
「日本ブランド向上に向けた多彩な文化芸術の発信」では、文化人・芸術家等のネットワーク形成・強化などによる国際文化交流や、我が国の多様な文化芸術を戦略的に国内外へ発信する取組の推進を図っています。

「文化発信を支える基盤の整備・充実」では、国立文化施設の整備・充実などを通じて、文化発信の国内基盤を強化し、国民の鑑賞機会の充実を図るとともに、外国人に対する日本語教育の推進などを図っています。

このほか、国際観光旅客税を活用して、文化財に対する多言語解説の整備を支援し、外国人観光客の日本文化への理解促進を図っています。

図表 2

平成30年度文化庁予算



第2節

新・文化庁の構築に向けた機能強化と本格移転に向けた取組

■ 新・文化庁の構築に向けた機能強化

「文化芸術立国」を実現していくため、平成28年の「文化芸術立国の実現を加速する文化政策―「新・文化庁」を目指す機能強化と2020年以降への遺産（レガシー）創出に向けた緊急提言―（答申）」（平成28年11月17日 文化審議会）において、政策を総合的に調整し推進していくための体制の整備に努めることが答申され、加えて、29年の「文化芸術基本法」の改正において、文化庁の機能の拡充等を検討し、必要な措置を講ずるものとされました。

また、平成28年3月には地方創生等の観点から、「政府関係機関移転基本方針」（まち・ひと・しごと創生本部決定）において、文化庁の京都への全面的な移転が決定されたところです。

このような背景を踏まえ、文化庁では、「文部科学省設置法」等を改正し内部組織の再編を行い、平成30年10月に新体制を整えました。具体的には、文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務等を文化庁の所掌事務に加えるとともに、学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務及び博物館による社会教育の振興に関する事務を文部科学省本省から移管しました。また、組織としては、文化部・文化財部の二部制の廃止や文化資源活用課の設置など、時代区分を超えた組織編制、分野別の縦割型から目的に対応した組織編制とし、政策課題への柔軟かつ機動的な取組に対応できるようにしました。